

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市ドリームシアター岐阜条例(平成6年岐阜市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 ドリームシアター岐阜(以下「ドリームシアター」という。)の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 火曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。))を除く。) 午前9時から午後9時まで

(2) 日曜日及び祝日法による休日 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(使用時間)

第3条 中学生以下の児童の使用時間は、午後5時までとする。ただし、親権を行う者が同伴する場合その他指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(休館日)

第4条 ドリームシアターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、祝日法による休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日とする。

(2) 祝日法による休日の翌日。ただし、土曜日、日曜日又は祝日法による休日(以下「土曜日等」という。)と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する土曜日等でない日とする。

(3) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)

2 指定管理者は、施設の管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第5条 市長は、条例第4条の3第2項第4号及び第5号に規定する条件を満たし、指定管理者として選定しようとする団体を認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けた団体は、条例第4条の3第1項の規定により次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 岐阜市ドリームシアター岐阜指定管理者指定申請書(様式)

(2) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し

(3) ドリームシアターの管理に関する収支予算書

(4) 事業計画書

(5) 団体の概要及び活動状況を記した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用許可申請等)

第6条 条例第5条第1項に規定する許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用日の前3月以内(メインホールについては、6月以内)に、指定管理者の定める書面(以下この条において「申込書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成13年岐阜市規則第42号)に規定する岐阜市公共施設予約システム(以下「システム」という。)の登録者がシステムを利用して使用の許可を申請する場合は、申込書の提出を要しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者のうち市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づき設置された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき設置された児童福祉施設並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の規定に基づき設置された認定こども園(以下「学校等」と総称する。)の児童及びその引率者が、教育課程内又は保育時間内に使用しようとする場合は、使用日の前6月以内に申込書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前2項の規定による申請を適当と認めたときは、申請者に使用承認書を交付するものとする。ただし、第1項ただし書の規定により申込書を提出しなかった者については、その旨をシステムにより通知するものとする。

4 個人使用に係る使用料の徴収及び個人使用券の発行は、券売機によるものとする。

(冷暖房設備の使用料等)

第7条 条例別表第1備考第2項に規定する冷暖房設備の使用料及び同表備考第3項に規定する備品及び附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

2 駐車場の使用料については、2時間を超えたときは、以後30分までごとに160円とする。

(使用料の減免)

第8条 条例第6条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるとおり使用料を減免するものとする。この場合において、次の各号により算出した減免額に10円未満の端数が生じるときは、第6条第4項の規定は、適用しない。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業のため使用する場合は、市長が特に必要と認めたとき 免除(駐車場の使用料を除く。)
- (2) 市内に所在する学校等の児童が教育活動又は保育活動の一環として使用するとき 免除
- (3) 市外に所在する学校等(特別支援学校を除く。)の児童が教育活動又は保育活動の一環として使用するとき 5割相当額の減額
- (4) 学校教育法の規定に基づき設置された小学校、中学校又は義務教育学校の児童で、市内に居住するものが条例別表第2に定める施設(駐車場を除く。以下この条において同じ。)を使用するとき(第2号及び第16号に掲げる場合を除く。) 免除
- (5) 学校教育法の規定に基づき設置された特別支援学校の児童が使用するとき 免除
- (6) 第2号から前号までに定める場合において、児童の引率をする者が教育活動又は保育活動の一環として使用するとき 免除(駐車場の使用料を除く。)
- (7) 社会教育関係団体又は公共的な団体で、市長が認めたものがその目的のために使用するとき 5割相当額の減額(駐車場の使用料を除く。)
- (8) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が条例別表第2に定める施設を使用するとき 免除
- (9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が条例別表第2に定める施設を使用するとき 免除
- (10) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市から療育手帳の交付を受けている者が条例別表第2に定める施設を使用するとき 免除
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1項の規定により特定医療費の支給認定を受けている者又は同法第28条第2項の指定難病要支援者に対する証明を受けている者が条例別表第2に定める施設を使用するとき 免除
- (12) 児童福祉法第19条の3第3項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている者又は同法第19条の22第4項の小児慢性特定疾病要支援者に対する証明を受けている者が条例別表第2に定める施設を使用するとき 免除
- (13) 第8号から前号までに定める者に同行する介護者(これらの号に定める者1人につき1人に限る。)が条例別表第2に定める施設を使用するとき 免除
- (14) 第8号から第12号までに定める者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させるとき 5割相当額の減額
- (15) 70歳以上で市内に居住する者が条例別表第2に定める施設を使用するとき 免除
- (16) 岐阜県家庭の日を定める条例(昭和42年岐阜県条例第11号)第2条第1項に規定する家庭の日に中学生以下の者(中学生以下の者とその家族が同伴する場合にあっては、中学生以下の者及びその同伴する家族)が条例別表第2に定める施設を使用するとき 免除
- (17) ドリームシアターの使用者が自動車を駐車させるとき 駐車時間から2時間を減じた時間に相当する額に減額(駐車場使用料に限る。)
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき 市長がその都度定める額の減額又は免除

2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者の定める使用料減額・免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第8号から第14号までの規定による減免の場合はそれぞれ身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、医療受給者証又は指定難病要支援者若しくは小児慢性特定疾病要支援者に対する証明を、同項第4号、第5号、第15号又は第16号の規定による減免の場合はその事実を証するものを提示し、申請に代えることができる。

3 指定管理者は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、使用料減額・免除通知書を交付するものとする。

4 システムの登録者が使用料の減免を受けようとする場合その他市長が適当と認めたときは、使用料減額・免除申請書の提出及び使用料減額・免除通知書の交付を省略することができる。

(使用料の返還)

第9条 条例第5条第5項ただし書の規定により、次に掲げるときは、既納の使用料を返還するものとする。

(1) 天災その他ドリームシアターの使用者の責めに帰すことができない事由により、ドリームシアターの施設の使用ができなくなったと市長が認めたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(使用者の責務)

第10条 ドリームシアターの使用者は、条例及びこの規則並びに職員の指示事項を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に廃止前の岐阜市ドリームシアター岐阜条例施行規則(平成6年岐阜市教育委員会規則第7号。以下「廃止前の教育委員会規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年規則第40号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第7条第2項及び第8条第1項第15号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の駐車場の使用に係る料金について適用し、同日前の駐車場の使用(施行日の前日から施行日にかけて駐車場を使用する場合を含む。)に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年規則第21号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 14 第12条の規定による岐阜市ドリームシアター岐阜条例施行規則の規定は、施行日以後に行う使用許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年規則第9号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 4 第10条による改正後の岐阜市ドリームシアター岐阜条例施行規則第8条の規定は、施行日以後の使用に係る使用料の減免について適用し、施行日前の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則(令和3年規則第22号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年規則第77号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第26号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第20項から第36項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 16 第14条の規定による改正後の岐阜市ドリームシアター岐阜条例施行規則(附則第33項において「新ドリームシアター規則」という。)の規定は、施行日以後の使用に係る使用料の減免について適用し、施行日前の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 33 新ドリームシアター規則第8条の規定による使用料の減免に係る手続その他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

別表(第7条関係)

備品、附属の施設設備その他の使用料

区分	単位(午前、午後、夜間各1回につき)	使用料	内容
照明装置	1式	1,880円	スポットライトフィルター50枚 移動照明装置
舞台拡声装置	1式	1,040円	マイクロホン及びワイヤレスマイクロホン
グランドピアノ	1台	1,040円	大

プロジェクター	1式	1,040円	
---------	----	--------	--

備考

- 1 備品又は附属の施設設備を使用するときは、この表に定める額を納入しなければならない。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、その貸切使用区分に応じた使用料の2割に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算して納入しなければならない。

様式(第5条関係)

様式（第 5 条関係）

岐阜市ドリームシアター岐阜指定管理者指定申請書

（あて先） 岐阜市長

年 月 日

団体名
団体所在
代表者名

岐阜市ドリームシアター岐阜の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 提出書類
 - (1) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し
 - (2) ドリームシアター岐阜の管理に関する収支予算書
 - (3) 事業計画書
 - (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 担当者連絡先

